

科目別 択一マスター



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画&音声で解説！

第7回／全8回

健康保険法

[問 1] 健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 適用事業所に使用される70歳以上の者が被保険者となるには、厚生労働大臣にその旨を申し出なければならない。
- B 1か月の期間を定めて臨時に使用される者であって、当該期間を超えて使用されることが見込まれないものが、当該期間を超えて引き続き使用されるに至った場合、他の要件を満たす限り、その超えるに至った日から被保険者となる。
- C 季節的業務に4か月の期間を定めて使用される者が、当該業務につき当該期間を超えて引き続き使用されるに至った場合、他の要件を満たす限り、その超えるに至った日から被保険者となる。
- D 被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者であって、当該被保険者の資格の喪失の日の前日までの被保険者であった期間（日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者であった期間を除く。）が2年に満たないものは、任意継続被保険者となることはできない。
- E 被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者が任意継続被保険者となるには、正当な理由があると認められる場合を除き、当該被保険者の資格を喪失した日から20日以内に、厚生労働大臣に申し出なければならない。

(1) 当然被保険者（法3条1項）

条文

この法律において**当然被保険者**とは、適用事業所に使用される者であって、適用除外に該当しないものをいう。

Advance

□次のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることできません。

原則（被保険者とならない）	例外（被保険者となる）
船員保険 の被保険者	船員保険法に規定する 疾病任意継続被保険者 （この者が適用事業所に使用されるに至った場合は健康保険の被保険者となる）
臨時に 使用される者であって、次に掲げる もの イ) <u>日々雇い入れられる者</u> ロ) <u>2ヶ月以内の期間を定めて</u> 使用され る者であって、当該定めた期間を超 えて使用されることが見込まれないもの	a) イ)に掲げる者にあっては 1ヶ月を超え 引き続き 使用されるに至った場合 b) ロ)に掲げる者にあっては 定めた期間を 超え引き続き 使用されるに至った場合 該当するに至った日に被保険者となる。
季節的業務 に使用される者	継続して 4ヶ月を超えて 使用されるべき場 合は、 <u>初めから</u> 被保険者となる。
臨時的事業 の事業所に使用される者	継続して 6ヶ月を超えて 使用されるべき場 合は、 <u>初めから</u> 被保険者となる。
事業所で 所在地が一定しない ものに使用される者	
国民健康保険組合の事業所に使用される者	
後期高齢者医療の被保険者等	
厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の 承認 を受けた者（健康保険の被保険者でない ことにより 国民健康保険 の被保険者であるべき期間に限る）	
事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用さ れる通常の労働者の 1週間の所定労働時間 の4分の3未満 である短時間労働者又はそ の1か月間の所定労働日数が同一の事業所 に使用される通常の労働者の 1か月間の所 定労働日数の4分の3未満 である短時間労 働者に該当し、かつ、次欄イ)からハ)まで の いずれかの要件 に該当するもの	左欄の 4分の3基準を満たさない者 であつ ても、次のa)からd)までの 4つの要件を 満たす ものは被保険者として取り扱う。 a) イ)が 20時間以上 であること b) ロ)が 88,000円以上 であること c) ハ)に 該当しない こと d) 特定適用事業所 （従業員規模51人以 上の事業所等）に使用されていること